

津波警報が変わります

気象庁が発表する津波警報や津波情報の内容が、平成25年3月7日から変わります。

気象庁では、地震発生直後にその発生場所（震源）と規模（マグニチュード）を推定し、直ちに発生する津波の高さや到達時間などを予想し、地震発生約3分後に津波警報などを発表しています。が、巨大地震の場合、その規模を直ちに推定できず、適切に津波の高さを予想できないことがあります。

平成25年3月7日からは、このような地震が発生した場合には、最大級の津波を予想して、津波の高さを「〇メートル」という数値ではなく、大津波警報では「巨大」、津波警報では「高い」という言葉を用いて発表します。

「巨大」、「高い」の言葉を見たり、聞いたりした場合には、東日本大震災級の津波が発生した可能性がある非常事態と考えて、最大限の避難を行いましょ。

また、海のそばで「強い揺れ」や「長くゆっくりとした揺れ」を感じた時も、津波がおそってくるかと考えて自らの判断でただちに高い場所へ避難しましょう。

津波警報や津波情報の変更内容の詳細については、気象庁ホームページをご覧ください。（『津波警報が変わります』で検索してください。）

	予想される津波の高さ	巨大地震の場合の表現	とるべき行動
大津波警報	10m超	巨大	沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
	10m		
	5m		
津波警報	3m	高い	
津波注意報	1m	(表記しない)	海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。



問い合わせ先 鳥取地方気象台 防災業務課 ☎0857-29-1313 岩美町役場 総務課 ☎73-1411

役場の業務時間に変更になります

平成25年4月1日から役場の業務時間に変更になります。

	変更後	変更前
業務時間	午前8時30分～午後5時15分	午前8時30分～午後5時30分

なお、毎週火曜日と木曜日（祝日を除く）に行っている窓口業務の延長サービスは、これまでどおり午後7時まで行います。

取り扱っている業務は次のとおりですので、ご利用ください。

	担当課	取り扱う業務の内容
役場庁舎	住民生活課 ☎73-1415	<ul style="list-style-type: none"> 住民票の写し、戸籍謄・抄本、印鑑証明の交付 住民異動届（転入・転出など）、戸籍に関する届の受付 国民健康保険、後期高齢者医療保険、医療費助成等手続き 児童手当手続き、母子健康手帳交付 町営・県営住宅の入居申込み
	税務課 ☎73-1413	<ul style="list-style-type: none"> 所得証明書、資産証明書、納税証明書の発行 税金、上下水道料金、保育料、住宅使用料の受領 原動機付自転車などの登録・廃車
すこやかセンター	福祉課 ☎73-1333	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険に関する申請受付 障がい者手帳等の受付 介護保険料の受領
	福祉事務所 ☎73-1339	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当申請受付 障がい児福祉手当、特別障がい者手当申請受付
	健康対策課 ☎73-1322	<ul style="list-style-type: none"> がん検診等予約受付 予防接種券の発行 狂犬病注射済票の交付、犬の登録